

## 境港コロナウイルス感染症対応マニュアルの概要

<p><b>はじめに</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <b>国内クルーズに適用される</b>「船舶ガイドライン」や「港湾ガイドライン」に対応するもの。</li> <li>◆ 感染症の新たな知見を踏まえ適宜見直しを実施</li> <li>◆ 感染症対応が不要になった時は廃止</li> </ul>
<p><b>基本的考え方</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 旅客ターミナルでの感染症予防のため、境港管理組合、クルーズ船社、施設指定管理者が連携して取り組む。</li> <li>◆ 境港に寄港するクルーズ客船内の感染症情報収集に努め、有症者や感染者が出た場合、保健所の対応に協力する。</li> <li>◆ 職員及びターミナル指定管理者に対し、感染症に必要な対応を継続して安全に実施</li> </ul>

<p><b>客船受入れ時の留意事項</b></p>	<p><b>詳細</b></p>
<p>客船受入に際しての事前調整</p>	<p>船舶ガイドライン適合状況を確認するとともに保健所等地元関係機関との合意を得た上で受け入れ。 クルーズ船入港に当たり相互の対応を調整。</p>
<p>境港管理組合が実施する独自感染防止対策</p>	<p>境港独自の検温実施 寄港情報及び客船の感染防止対策を観光施設に周知</p>
<p>感染者確定時の受入れ対策の構築</p>	<p>感染状況に応じた初動体制の構築、搬送用動線調整、一般乗客帰宅時にクルーズ船社を支援</p>
<p>事案発生に備えた訓練等</p>	<p>連携体制の確保、防護服の脱着、関連資機材の調達方法等について事前訓練</p>
<p>安全安心な寄港地観光の推進</p>	<p>寄港観光地の安全対策を乗客に周知。クルーズ船社と地域の相互理解促進に努める</p>

# マニュアルに定めた感染拡大防止策

## 【受入準備】

旅客ターミナル等内の動線確保・ゾーニング・完了後の消毒等の準備を実施。関係機関及びクルーズ船社と連絡体制を確立。

### 1. 事前情報収集と周知

クルーズ船社（船舶代理店含む）から感染症関連情報を収集し、情報提供先一覧のとおり周知する。

### 2. 有症者が発生した場合

事前情報収集により有症者が発生した場合、保健所関係者や緊急車両の動線、駐車場所の確保、制限エリアの安全確保を図るようターミナル指定管理者に指示する。

### 3. 船内検査により感染者が確認された場合

関係者に情報提供し、保健所の指示に従う。

船社の措置 * 船内で検査実施	保健所の対応	境港管理組合の対応
感染者の陸上隔離 関係機関連絡 クルーズ中止	感染者の搬出	関係機関連絡、駐車場所の確保、警備 実施主体：施設指定管理者
濃厚接触者の船内隔離	検査等に助言	濃厚接触者検査への協力
下船港に向かう	消毒に関する助言	ターミナル等で消毒実施

## 4. 感染者（有症者）がおらず、下船となった場合

境港管理組合独自で検温を実施

サーモグラフィーカメラで検温



37.5°C以上を感知

- ・ 船社に情報提供、経過観察要請。場合によって相談窓口へ電話相談を案内
- ・ 外出自粛要請／外出時はマスク着用要請、行動記録要請

## 5. 旅客ターミナル内の感染防止対策 （港湾ガイドラインに基づく）

- ・ 旅客ターミナル全般における感染防止策：間隔維持、消毒、周知
- ・ 旅客ターミナル等従業員の感染防止：感染防止責任者の選定、従業員の体調確認
- ・ 乗客下船時の感染防止：バス乗り場等での間隔維持、寄港地観光施設の感染防止策周知
- ・ 埠頭内における歓送迎イベント・物産展等における対応：人数制限、透明アクリル板の設置、マスク着用等

## 6. 職員の感染防止対策と業務継続措置

- ・ マスク、手袋等の個人防護服をそろえた上で対応し、発熱時には出勤を控えさせる。
- ・ クルーズ担当職員全員がクルーズ入港時の業務を把握し、対応できる体制を整える。